（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第四条　総務大臣は、機構が業務（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第五条　機構に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項を次のように改める。

独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）	第八条、第十条、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条

○総務省令第百号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第三十七条及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

総務大臣　片山　善博

独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人統計センターに関する省令（平成十五年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条を第十六条とする。

第十二条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十五条　総務大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条の見出しを「（対応する収益の獲得が予定されない償却資産）」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十一条　総務大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第八条第三項中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第十三条」を「第十六条」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項中「センターに係る同項の中期計画（以下この条及び第四条第一項において「中期計画」という。）」を「中期計画」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）」を「センター」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（同条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めたセンターに係る通則法第三十条第一項の中期計画（第三条及び第五条第一項において「中期計画」という。）の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人統計センターに関する省令（平成十五年総務省令第二号）の項を次のように改める。

独立行政法人統計センターに関する省令（平成十五年総務省令第二号）	第三条、第五条第二項、第六条、第八条及び第十四条

○総務省令第百一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項及び第五十条の規定に基づき、及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）を実施するため、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

総務大臣　片山　善博

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令（平成十五年総務省令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）」を「基金」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。